

大和証券投資信託株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号  
加入協会 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

## ダイワ上場投信一日経平均レバレッジ・インデックス

当社は、「ダイワ上場投信一日経平均レバレッジ・インデックス」につきまして、設定予定日と運用開始予定日を平成 27 年 1 月 5 日に、東京証券取引所への上場予定日を平成 27 年 1 月 6 日に予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

### 記

#### 1. ファンドの特色

1

わが国の株価指数先物取引を買建てるとともに、  
残存期間の短いわが国の債券に投資します。

2

株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額<sup>(注)</sup>が、  
原則として、信託財産の純資産総額の2倍程度になるように  
調整を行ないます。

#### イメージ

株価指数先物取引の買建玉の  
時価総額の合計額

純資産総額

株価指数  
先物取引の  
買建玉  
(注)

純資産総額の  
2倍程度

(注) 日経平均株価の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）ならびに  
日経平均株価に連動する投資成果をめざす投資信託証券および対象指数に  
連動する投資成果をめざす投資信託証券に投資することができます。対象  
指数に連動する投資成果をめざす投資信託証券を組入れる場合は、組入  
総額は、実額の2倍とみなします。

※上記はあくまでもイメージであり、実際の株式・投資信託証券および株価指数  
先物の組入れは必ずしも上記のようになるとは限りません。

※追加設定、解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に株価指数先物取引を買建てもしくは転売するものとします。この結果、株式と投資信託証券の組入総額、ならびに株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額の2倍程度にならないことがあります。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1および2の運用が行なわれないことがあります。

## 3 受益権は、東京証券取引所に上場されます。

- 取引所における売買単位は、1口単位です。
- 取引方法は、原則として株式と同様です。

## 4 追加設定は、現金により行ないます。

- 追加設定は1万口以上1口単位となります。

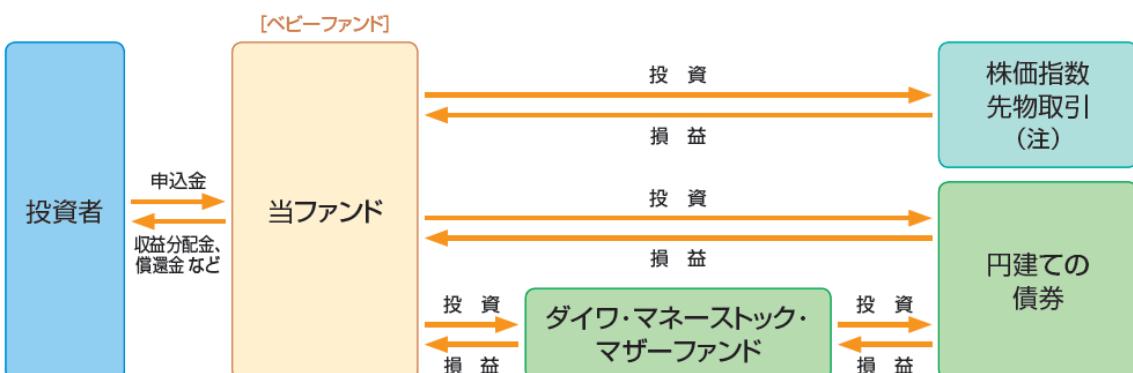
## 5 解約請求により換金を行なうことができます。

- 受益権をもって株式と交換することはできません。
- 換金は1万口以上1口単位となります。

### ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。なお、当ファンドは、マザーファンドへの投資のほか、円建ての債券への直接投資および株価指数先物取引の買建を行ないます。



(注) 株式・投資信託証券に投資する場合があります。

## 6

### 毎年1月10日に決算を行ないます。

(注) 第1計算期間は平成28年1月10日までとします。

- 収益の分配は、原則として、信託の計算期間ごとに、配当等収益等から諸経費および信託報酬等を控除した額の全額について分配します。ただし分配額がゼロとなる場合があります。
- 収益分配金は、名義登録受益者（計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者）に対して支払われます。

#### 日経平均レバレッジ・インデックスについて

「日経平均レバレッジ・インデックス」（以下「日経レバレッジ指数」といいます。）は、株式会社日本経済新聞社（以下「日本経済新聞社」といいます。）によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、日本経済新聞社は日経レバレッジ指数自体および日経レバレッジ指数を算定する手法、さらには、日経レバレッジ指数を算出する際の根拠となる「日経平均株価」に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。日経レバレッジ指数を対象とする「ダイワ上場投信－日経平均レバレッジ・インデックス」は、投資信託委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、その運用および「ダイワ上場投信－日経平均レバレッジ・インデックス」の取引に関して、日本経済新聞社は一切の義務ないし責任を負いません。日本経済新聞社は、日経レバレッジ指数および日経平均株価を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。日本経済新聞社は、日経レバレッジ指数および日経平均株価の計算方法、その他日経レバレッジ指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

## 2. 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

株価指数先物取引の利用に伴うリスク	株価指数先物の価格は、対象指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合の先物価格の下落により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。また、先物を買建てている場合のわが国の株式市場の下落によって、わが国の株式市場の変動率に比べて大きな損失が生じる可能性があります。
価格変動リスク・信用リスク	組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
株価の変動	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。
公社債の価格変動	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。
その他	解約資金を手当てるため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

- 「日経平均レバレッジ・インデックス」に内在する性質に関する注意点

対象指標とする「日経平均レバレッジ・インデックス」は原指標の「日経平均株価」の変動率の「2倍」の値動きになる指数で、「日経平均株価」の1日の変化率(前日終値と当日終値とを比較して算出)を「2倍」したもの从前日の指数值に乘じて算出されます。

指標と原指標は完全な正相関ではないため、複数日以上の計算期間では、複利効果のため指数值は一般的に「日経平均株価」の変動率の「2倍」とはならず、計算上、差が生じます。この差は当該期間中の「日経平均株価」の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性がありますが、一般に、「日経平均株価」の値動きが一定の範囲内で上昇・下落を繰り返した場合に、マイナスの方向に差が生じ、対象指標は遅延する可能性が高くなります。また、一般に、当該期間が長くなればなるほどその差が大きくなり、対象指標の遅延が強まる特性を持ちます。

したがって、当ファンドは、一般的に中長期の投資には向かず、比較的短期間の投資に向く金融商品です。また、原指標に連動するファンドに比べ、当ファンドでは利益・損失の額が大きくなることにも注意が必要です。

## 3. 追加的記載事項

### ● 基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「日経平均レバレッジ・インデックス」の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- イ. 株式・投資信託証券の実質的な組入総額および株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が必ずしも純資産総額の2倍と同額とならないこと
- ロ. 日経平均株価の値動きと、利用する株価指数先物の値動きとの差
- ハ. 追加設定および解約に対応した株価指数先物取引の約定価格と終値の差
- ニ. 株価指数先物取引をロールオーバーする過程における、限月の異なる先物間の価格差の変動
- ホ. 公社債等の短期有価証券への投資による利子収入等があること
- ヘ. 信託報酬、監査報酬、売買委託手数料等の負担
- ト. 株価指数先物の流動性が低下した場合などにおける売買対応の影響
- チ. 株価指数先物の最低取引単位の影響

## 4. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
		料率等	費用の内容
購入時手数料		販売会社が独自に定めるものとします。	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額		ありません。	—
換金時手数料		販売会社が独自に定めるものとします。	換金に伴う取引執行等の対価です。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)		年率0.81%(税抜0.75%) 以内 (提出日現在は、 <b>年率0.81%(税抜0.75%)</b> )	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率 0.70%	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価です。
	受託会社	年率 0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
その他の費用・ 手数料		(注2)	<ul style="list-style-type: none"><li>●有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等を信託財産でご負担いただきます。</li><li>●受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標の使用料(商標使用料)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。</li></ul> <p>※提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率0.0432%(税抜0.04%)を乗じて得た額(ただし、10.8万円(税抜10万円)を下回る場合は10.8万円(税抜10万円))となります。</p>

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。上記の配分は提出日現在の配分であり、今後変更されることがあります。

(注2)売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料・換金時手数料について、くわしくは販売会社にお問合せ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

## 5. ご参考

ファンド名	ダイワ上場投信－日経平均レバレッジ・インデックス
購入単位	1万口以上1口単位
購入価額	①当初設定 1口当たり1万円 ②継続申込期間 購入申込受付日の基準価額(10口当たりの価額で表示されます。)
購入方法	追加設定は現金により行ないます。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	1万口以上1口単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額(10口当たりの価額で表示されます。)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後2時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)  (購入申込みの受付けの停止) 1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 2. 前1.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき ※上記の1.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、購入申込みを受付けることがあります。 (換金申込みの受付けの停止) 1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 2. 前1.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき ※上記の1.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、換金申込みを受付けることがあります。
購入の申込期間	平成27年1月5日から平成28年4月1日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。
信託期間	無期限(平成27年1月5日当初設定)
繰上償還	●受益権の口数が20営業日連続して5万口を下すこととなった場合、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合または対象指数が廃止された場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・受益権の口数が10万口を下すこととなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年1月10日 (注)第1計算期間は平成28年1月10日までとします。
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
信託金の限度額	1兆円
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[ <a href="http://www.daiwa-am.co.jp/">http://www.daiwa-am.co.jp/</a> ]に掲載します。
運用報告書	—

# -Press Release-

課税関係	配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
販売会社	大和証券、みずほ証券
受託銀行	りそな銀行

## 5. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上